

佐野市観光PR車車体利用広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市広告掲載要綱(平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という)に基づき、佐野市観光課に属する自家用貨物自動車(以下「観光PR車」という)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 佐野市観光PR車であることに鑑み、公共性及びその品位を損なうおそれのないこと。
- (2) 栃木県屋外広告物条例(昭和39年栃木県条例第64号)、佐野市広告掲載基準(平成18年佐野市告示第223号)及び佐野市観光PR車車体利用広告審査基準に適合していること。

(広告掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、車両の左右側面とする。

(広告表示方法)

第4条 広告の表示方法は、ラッピング等によるものとする。

- 2 前項の場合において、車体への塗装は一切行わないものとする。

(掲載期間)

第5条 広告掲載に関する期間は1月を単位とし、2年を限度とする。

(掲載料及び掲載可能面積)

第6条 広告掲載料及び広告掲載可能面積は、別表のとおりとする。

(広告掲載及び撤去作業)

第7条 観光PR車への広告掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。

- 2 広告掲載作業の日程については、市と広告主で協議して決定するものとする。
- 3 ラッピングシール等の広告掲載物が破損したときは、広告主が補修をするものとする。ただし、事故等による破損で原因者が特定される場合は、この限りでない。

(原状回復)

第8条 要綱第11条に基づく広告物等の撤去等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復をするものとする。

(提出書類)

第9条 要綱第6条に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 広告図案
- (2) 事業内容を記載した書類
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 法人にあっては、商業の登記事項証明書

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

別表(第6条関係)

掲載箇所	広告掲載可能面積(m ²)	広告掲載料(月額)	枠数	備考
車体右側面	0.5 (横1.0m×縦0.5m)	1,300円	1枠	
車体左側面	0.5 (横1.0m×縦0.5m)	1,300円	2枠	